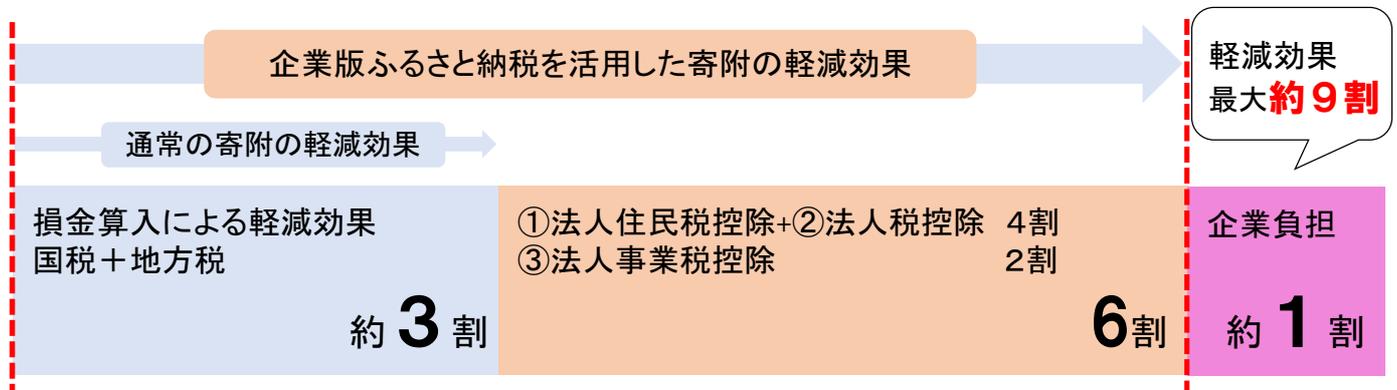


一関市 企業版ふるさと納税



○企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは？

- 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国の認定を受けた地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税が税額控除される仕組みです。
- 損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減されます。**



税目ごとの の特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割の20%が上限）
- ②法人税 ①法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

〇一関市の地方創生プロジェクト（寄附対象事業）

1 地域の稼ぐ力を高め、仕事と豊かな暮らしを創出し、
市内外から人が集うまちをつくる事業

地域産業振興

移住・定住

関係人口の創出

観光の振興

起業・創業支援

2 結婚、出産、子育ての希望や生活と調和した働き方を実現し、様々な人が子育てに関わり、次代を担う子どもを育むまちをつくる事業

子育て環境充実

結婚の支援

教育環境の充実

子育ての希望を実現

3 生涯にわたり健康で、環境と共生しながら、
安心して住み続けられる持続可能なまちをつくる事業

健康づくりの
推進

交通の確保

地域コミュニティの
維持

資源・エネルギーの
循環

脱炭素社会

寄附の流れ

詳しい具体的な事業に関しては、お問い合わせください。

ご相談・申し出

企業

寄附のご意向がある場合は、一関市までご相談ください。
寄附対象事業などをご説明いたします。
寄附対象事業や寄附金額が決定したら、「寄附申出書」
をご提出ください。

寄 附

一関市

寄附を払い込みいただくため、「納付書」を発行します。
※ 寄附金額、事業の進捗状況により納付時期をご相談させていただく
場合があります。

企業

「納付書」を使用し、一関市指定金融機関で寄附の払い
込みをお願いいたします。

税の申告

一関市

納付確認後、市から「受領証」を送付いたします。

企業

「受領証」を用いて、税の申告手続きをお願いします。
※ 寄附金額を支出した事業年度の法人関係税が控除等される仕組み
です。

留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象です
- 寄附をすることの見返りとして経済的な利益を受けることは禁止されています。
- 一関市外に本社がある企業が対象です。

※ 本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

お問い合わせ



いちのせき

一関市役所

商工労働部 工業振興課

〒021-8501

岩手県一関市竹山町7番2号

T E L 0191-21-2111

✉ koro@city.ichinoseki.iwate.jp



企業版ふるさと納税の
Webページはこちら

一関市 企業版ふるさと納税

